

三朝町告示第69号

平成22年第8回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月1日

三朝町長 吉田秀光

- 1 期 日 平成22年11月11日 午後4時30分
  - 2 場 所 三朝町議会議場
  - 3 付議事件
    - (1) 平成22年度三朝町一般会計補正予算(第5号)
    - (2) 三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 

○開会日に応招した議員

清水成眞	藤井克孝
吉田文夫	福田茂樹
遠藤勝太郎	平井満博
横木文雄	知久馬二三子
山田道治	杉原憲靖
牧田武文	

---

○応招しなかった議員

松村 修

---

---

## 第 8 回 三 朝 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 2 2 年 1 1 月 1 1 日 (木曜日)

---

### 議事日程

平成 2 2 年 1 1 月 1 1 日 午後 4 時 3 0 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

・例月出納検査の結果報告について

日程第 4 議案第 9 1 号 平成 2 2 年度三朝町一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 5 議案第 9 2 号 三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

・例月出納検査の結果報告について

日程第 4 議案第 9 1 号 平成 2 2 年度三朝町一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 5 議案第 9 2 号 三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

---

### 出席議員 ( 1 1 名 )

1 番	清 水 成 眞	2 番	藤 井 克 孝
3 番	吉 田 文 夫	4 番	福 田 茂 樹
5 番	遠 藤 勝 太 郎	6 番	平 井 満 博
8 番	横 木 文 雄	9 番	知 久 馬 二 三 子
1 0 番	山 田 道 治	1 1 番	杉 原 憲 靖

12番 牧田 武文

---

欠席議員

7番 松村 修

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 遠藤 英 臣 主幹 山 中 恵 子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 吉 田 秀 光 副町長 森 脇 光 洋

会計管理者 松 原 茂 隆 総務課長 朝 倉 聡

財務課長 大 村 哲 也 企画観光課長 松 浦 弘 幸

---

午後4時55分開会

○議長(牧田 武文君) ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第8回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、松村修議員が公務出張のため欠席、当局はございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

お諮りいたします。会議規則第9条によりますと、会議は午前9時から午後5時までと規定されていますが、本日の会議時間は、日程進行の都合により、本日予定いたしております全日程が終了するまで、あらかじめ延長いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧田 武文君) 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は予定している全日程が終了するまで延長いたします。

しばらく休憩をいたします。

午後 4 時 5 7 分休憩

---

午後 5 時 2 0 分再開

○議長（牧田 武文君） 再開いたします。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（牧田 武文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118 条の規定により、8 番、横木文雄議員、9 番、知久馬二三子議員を指名いたします。

---

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（牧田 武文君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

---

#### 日程第 3 諸般の報告

○議長（牧田 武文君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成 22 年 8 月、9 月分の報告書が提出されていますので閲覧願います。

---

#### 日程第 4 議案第 91 号 日程第 5 議案第 92 号

○議長（牧田 武文君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第 4、日程第 5 の 2 件の議案を一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第4、日程第5、すなわち議案第91号、議案第92号の2件の議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期臨時会に提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第91号、平成22年度三朝町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。三朝温泉のPRと活性化につなげようと、第1回スーパーシナリオグランプリの大賞作品をもとに制作準備を進めてこられました映画「雨の中の初恋」の撮影ロケについては、一時中断しておりましたが、この度、タイトルも新たに「恋谷橋」として、映画の制作がようやくスタートする運びとなり、これを三朝温泉の情報発信の大きなチャンスととらえ、観光客の増加につなげていきたいと考えているところであります。

今期の補正予算につきましては、ロケスタッフの宿泊代相当額を助成することとし、この費用について、450万円を措置しようとするものでございます。

なお、この補正財源につきましては、鳥取県市町村交付金を充てるほか、予備費を減額し対応するものでございます。

以上により、今期補正予算におきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ、225万円を追加し、補正後の予算の総額を、44億8,234万8,000円としております。

以上、平成22年度三朝町一般会計補正予算（第5号）について、その概要を御説明申し上げます。

続きまして、議案第92号、三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。人事院は本年8月10日、公務員と民間との給与の格差を是正するため、給料月額及び期末勤勉手当を引き下げる勧告を行いました。本町職員の給与につきましては、人事院の勧告を尊重して措置してきておりますので、人事院の勧告に準じてこの度は支給基準日が12月1日である期末勤勉手当の引き下げを行うため、職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、町長等の特別職の期末手当については、これまで人事院勧告の国の指定職職員に準じて改正してきているため、今回の勧告で示された指定職職員の期末勤勉手当の引き下げに

準じて、関係する条例の一部も改正することとしております。

なお、人事院勧告の中の給料月額を引き下げる改正につきましては、今月中に制定される法律の内容を見極めた上で、次期議会に提案させていただきたいと考えております。

以上、2件の議案について、その概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のうえ、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 続いて、各議案についての細部説明を求めます。議案第91号、平成22年度三朝町一般会計補正予算（第5号）について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 議案第91号、平成22年度三朝町一般会計補正予算（第5号）について議案書に沿って御説明申し上げます。

今期補正予算では、歳入歳出につきまして、それぞれ225万円を追加し、歳入歳出それぞれ44億8,234万8,000円とするものでございます。

1ページの歳入歳出予算の補正ですが、7款の商工費を450万円増額し、14款の予備費を225万円減額するものでございます。

内容につきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。議案の提案説明にもありましたように、今日まで制作準備を進めてこられました映画「雨の中の初恋」が、タイトルも新たに「恋谷橋」となり、映画の制作がようやくスタートする運びとなりました。また、この映画の制作を支援するため、11月5日、特定非営利法人NPOみささ温泉、観光協会、並びに旅館組合、商工会等により、「映画 恋谷橋を成功させる会」が組織されましたが、町としてもこの映画制作について積極的に支援をしていきたいとするものです。

今回の補正予算につきましては、この「成功させる会」が費用を負担しますロケスタッフのプランナーみささでの宿泊代相当額450万円を助成することとし、予算措置をしようとするものでございます。

なお、この補正予算の財源としましては、助成額の2分の1について鳥取県市町村交付金を用いて残りの額については予備費を減額し措置しようとするものです。

以上が、平成22年度一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第92号、三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について、朝倉総務課長。

○総務課長（朝倉 聡君） 議案第92号、三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明をさせていただきます。

提案説明にもありましたように、本年も厳しい状況にあります民間企業との給与水準の格差是正をする人事院の勧告に準じまして、期末勤勉手当について、引き下げの措置をしようとするものでございます。

具体的な内容は、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数を、現行の4.15カ月から0.2カ月引き下げまして、3.95カ月としたいと考えております。また町長等の特別職の期末手当も、現行の3.1カ月を0.15カ月引き下げて、2.95カ月とさせていただくこととしています。

なお、本町では、人事院勧告に関して、遡っての減額、増額はしてきていないことから、今回の12月支給分については、国の支給率に比べると0.05カ月高い数値となっております。

このほか、人事院勧告中の給料の引き下げに係る改正につきましては、11月中に改正される法律の内容を研究し、次期議会に提案させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） これより質疑にはいります。質疑は議事の進行上1件ごとに議案の順をおってすることといたします。

議案第91号、平成22年度三朝町一般会計補正予算（第5号）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第92号、三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について、質疑ありませんか。

○議長（牧田 武文君） 8番、横木議員。

○議員（8番 横木 文雄君） えっと、先に新聞報道等で確認しましたところ、鳥取県にお

いては全国的にも平均ベースが下位にあるということでプラス勧告がなされました。そのことに対して本町はどのように人事院勧告との兼ね合いの中でどのように捉えられたのか1点。それから県のラスパイレス指数がいくらになっているのか。本町のラスパイレスがいくらになっているのか、あるいは類似町村のラスパイレスがどのようになっているのか、その辺を示していただきたいと思います。

○議長（牧田 武文君） 朝倉総務課長。

○総務課長（朝倉 聡君） 県の人事院勧告につきましては、今回鳥取県唯一ということで、期末手当が上げられたということですが、これまでの状況が下位にあるということですし、上げられたんだが、全体給与でも全国でも40位というふうなことでございますので、それはそれで県の方で判断されたということをやむを得ないというか、本町が意見をはさむという立場でないという認識をしております。

なお、ラスパイレスの関係ですけれども鳥取県が96だったというふうに記憶しております。本町は最も新しい数字で93というふうなことで解釈しております。以上でよろしいでしょうか、大体。

○議長（牧田 武文君） はい、横木議員。

○議員（8番 横木 文雄君） 鳥取県が96でプラス勧告をしておるのに、三朝は93で引き上げの勧告をするというのは矛盾することについては考えられませんか。

○議長（牧田 武文君） 朝倉総務課長。

○総務課長（朝倉 聡君） 三朝町は引き上げとるのではいうものではありません。人事院勧告のとおり引き下げの措置をするというものでございます。ただ、これまでの経過が遡っての適用はしておりませんので、12月分に限りまして0.05月人事院勧告を上回るということでございます。

○議長（牧田 武文君） よろしいでしょうか。はい、横木議員。

○議員（8番 横木 文雄君） 自分が言っているのは県が96っていう高いラスパイレスがあって、三朝町は93という低いラスパイレスになっているわけですねえ。それでもって県はプラス勧告を実施するのに、三朝は引き下げるということについては納得できないんですが、その辺の考え方を聞いとるわけなんです。

○議長（牧田 武文君） 朝倉総務課長。

○総務課長（朝倉 聡君） 失礼しました。質問の解釈を間違っていました。ラスパイレス

は確かに鳥取県に比べて低いわけですが、いわゆる給料の決め方については、まあ三朝町は人事院勧告及び鳥取県の人事院勧告の両方を見ながらやってきたわけですが、基本的には人事院勧告に沿ってこれまで実施してきておりますので、今回も基本的に人事院勧告の数字というのを尊重しながらやって、結果的にラスパイレスが鳥取県を下回っていますけど、それは、まあ今後いろんな部分で改善していく余地はあると思います。以上でございます。

○議長（牧田 武文君） 森脇副町長。

○副町長（森脇 光洋君） 追加で説明させていただきます。県の給与の改定等につきましては基本的には県は人事委員会がございますので、そちらの勧告等に従って給与を決めていくというのが基本的なルールでございます。当三朝町におきましては基本的には人事院勧告を踏まえて、どういうふうにしていくのかというのを提案させていただきしているというのがルールになってきています。先ほど県の方が0.04期末勤勉引き上げというふうなことでございましたけど、引き上げてもなお年間で考えましても3.9カ月というふうなことで、例えば三朝町は今回の改正におきましても3.95カ月、当然まあ、給与表の額の違いはございますけどそういうふうな状況でございますので、そのところは県は県、町は町というふうな考え方にひとつは従っているということでございますし、先ほど、総務課長も申し上げましたけども、遡及しないというルールに従って提案させていただいておりますので、御理解いただきたいと思っています。以上でございます。

○議長（牧田 武文君） 質疑を終結し、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本日をもって閉会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は、本日をもって閉会  
することに決定いたしました。

これにて平成22年第8回三朝町議会臨時会を閉会いたします。

午後5時37分閉会

---